

会議の開催結果

1	会議の名称	インターネット上の誹謗中傷等対策に関する 条例検討プロジェクトチーム会議
2	会議の開催日時	令和6年1月18日(木) 13:30~14:57
3	会議の開催場所	市役所 議会棟3階 第2委員会室
4	出席者名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 神坂達成、小柳嘉文、相川綾香、佐々木郷美、堀川友良、佐藤真実、尾上貴明、津和野眞佐子、池田めぐみ、服部剛、高子景</li> <li>・埼玉県 警察本部総務部広報課けいさつ総合相談センター所長、広報課課長補佐、さいたま市警察部総務課主席調査官、総務課補佐官、県民生活部人権・男女共同参画課長、教育局県立学校部生徒指導課指導主事</li> <li>・執行部 人権政策・男女共同参画課長、人権政策・男女共同参画課係長、指導2課長、指導2課主席指導主事兼係長、総合教育相談室参事兼室長、総合教育相談室主席指導主事兼係長、教育研究所参事兼所長、教育研究所主席指導主事兼所長補佐</li> <li>・他議会局職員</li> </ul>
5	欠席者名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 北岡久住</li> </ul>
6	議題及び公開又は非公開の別	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県の取組について</li> <li>・スクールカウンセラー等アンケート調査の結果について</li> <li>・条例(素案)に対する市民意見への対応について</li> <li>・条例(案)の決定について</li> <li>・その他</li> </ul> <p>公開・非公開の別：公開</p>
7	非公開の理由	/
8	傍聴者の数	0人

9 審議した内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県の取組について</li> <li>・スクールカウンセラー等アンケート調査の結果について</li> <li>・条例（素案）に対する市民意見への対応について</li> <li>・条例（案）の決定について</li> <li>・その他</li> </ul>
10 問合せ先	<p>議会局 議事調査部 調査法制課 電話：048-829-1758</p>
11 その他	<p>※議事の概要は、別紙1のとおり。</p>

令和6年1月18日開催 インターネット上の誹謗中傷等対策に関する条例検討プロジェクトチーム会議 議事の概要

議題

1 埼玉県取組について

さいたま市警察部からインターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する取組等について（相談窓口関係）説明。

人権・男女共同参画課からインターネット上の誹謗中傷等の防止に係る啓発活動について説明。

生徒指導課からネットによるいじめ等の埼玉県の現状について及び生徒指導課の取組について説明。

2 スクールカウンセラー等アンケート調査の結果について

総合教育相談室からスクールカウンセラー等アンケート調査の結果を別紙2のとおり報告。

3 条例（素案）に対する市民意見への対応について

**資料1** 「（仮称）さいたま市インターネット上の誹謗中傷等防止及び被害者支援等に関する条例（素案）」に対する意見募集結果 条例（素案）に対する市民意見への回答及び対応における正副座長案の全体的な考え方について会長が説明、内容について会長職務代理者が説明。

正副座長案について修正の意見なし、案のとおり決定。

4 条例（案）の決定について

市民意見への対応に伴い、条例素案を修正し、**資料2** さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例（案）のとおりとすることについて出席した全ての委員の意見が一致し、条例案を決定。

令和6年1月18日  
教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室

## インターネット上の誹謗中傷に関する相談対応について（アンケート結果）

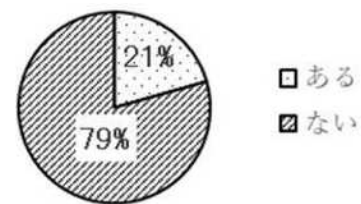
さいたま市議会政策条例検討プロジェクトチームから依頼された、インターネット上の誹謗中傷に関する相談の有無や内容について、スクールカウンセラー、さわやか相談員から意見聴取をアンケートにより聞き取りを実施したので、以下のとおり報告します。

1. 実施期間 令和5年11月28日（火）～12月15日（金）
2. 対象 市立学校に勤務する スクールカウンセラー 77名  
さわやか相談員 59名

### 3. 結果

(1) インターネット上の誹謗中傷等に関する児童生徒からの相談を受けたことがありますか。

	SC	さわやか相談員	計
ある	12	16	28
ない	65	43	108
計	77	59	136



(2) インターネット上の誹謗中傷等に関する児童生徒からの質問は、どのような内容ですか。

	SC	さわやか相談員	計
削除方法を知りたい	3	3	6
発信者の特定方法を知りたい	1	1	2
警察等への通報方法を知りたい	0	1	1
その他	9	13	22
計（複数回答）	13	18	31

「その他」の内容

- ・クラスで共有している SNS の話題を見て辛くなった。
- ・SNS による誹謗中傷に、どのように対処すればよいか。
- ・SNS 上の友人間トラブルを先生に解決してほしい。
- ・SNS 上の誹謗中傷が誰を指すのかははっきりせず、疑心暗鬼になっている。
- ・自分の書き込みを、特定の生徒への誹謗中傷であると誤解されてしまった。
- ・第三者に乗っ取られたアカウントを取り戻したい。
- ・誹謗中傷の加害生徒が、どのように友人と接したらよいか悩んでいる。

(3) インターネット上の誹謗中傷に関する相談について、児童生徒に周知が行き届いていると思いますか。

	SC	さわやか相談員	計
十分である	1	3	4
不十分である	15	19	34
計	16	22	38

※ (1) で「ある」と回答した者が対象であるが、「ない」を選択した者が回答した分も含む。

(4) インターネット上の誹謗中傷に関する相談について、困っていることがあれば教えてください。

○インターネットに関する知識について

- ・インターネット、SNS について詳しくないため、対応に不安がある。
- ・気にしない、見ない、書き込まない以外の専門的な知識を得たい。
- ・児童生徒に対して、インターネットや SNS の正しい使い方について指導することに加え、困ったときの相談先を周知できるようにしたい。

○インターネットリテラシー能力の向上について

- ・ネットに依存し、親との約束や制限が守れない子をどのように支援すればよいか。
- ・SNS 上で様々なコミュニティとつながり、自ら危険に飛び込んでしまう子にどのように声をかけたらよいか。
- ・書き込んだ生徒は意図していないのに、書き込みを見た相手が「自分を誹謗中傷している」と誤解してしまった事案への対応。
- ・解決を学校任せにせず、児童生徒が自ら問題に向き合い、解決する力を育てるためには、どうしたらよいか。
- ・インターネットや SNS の使い方について、家庭で十分に指導する重要性をどのように伝えたらよいか。

○学校の対応について

- ・学校外の出来事なので、教員が対応するのは難しいのではないか。
- ・学校内の人間関係であっても、放課後や夜間の SNS 上のトラブルに、どこまで学校が対応するべきか。

○その他

- ・SNS 上のやり取りで友人とトラブルになり、学校に行けなくなってしまっている生徒への対応。
- ・本人なのか「なりすまし」なのか、判断が付きにくい書き込みが増えていることへの対応。
- ・SNS 上の書き込みは時間が経つと消えるため、書かれた内容を確認できない。
- ・担任又は管理職から、「(誹謗中傷が) 自作自演ではないか」と指摘される。
- ・警察等への相談を「ハードルが高い」と感じる子が多く、解決に至らないことがある。